

第 7 回都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 7 回 都 幾 川 村 ・ 玉 川 村 合 併 協 議 会	
開 催 日 時		平成 1 7 年 5 月 2 7 日 (金) 開 会 午 後 3 時 0 0 分 閉 会 午 後 3 時 5 7 分	
開 催 場 所		都 幾 川 村 中 央 公 民 館 3 階 講 座 室	
議 長 氏 名		関 口 定 男	
出席者及び欠席者氏名		別 紙 名 簿 の と お り	
事 務 局 職 員 出 欠		別 紙 名 簿 の と お り	
会 議 事 項	1 議 題 ＊別紙資料のとお	2 会 議 結 果 (1) 報 告 事 項 承 認 さ れ る (2) 協 議 事 項 決 定 さ れ る	
会 議 の 経 過		別 添 の と お り	
会 議 資 料	会議資料 席 次 表		
そ の 他 の 必 要 事 項			
署 名 署 名 委 員 前 田 典 利 署 名 委 員 山 口 博 司			

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿			
委員区分	選 出	氏 名	出 欠
1号委員（村長）	都幾川村長	大 澤 堯	出 席
2号委員 （議長及び議員）	都幾川村議会議長	岩 田 鑑 郎	出 席
	都幾川村議会議員	田 中 旭	出 席
	都幾川村議会議員	岡 野 明 夫	出 席
	玉川村議会議長	前 田 典 利	出 席
	玉川村議会議員	浜 添 和 子	出 席
	玉川村議会議員	杉 田 哲 夫	出 席
3号委員 （助役及び教育長）	都幾川村助役	杉 田 齊	出 席
	都幾川村教育長	清 水 孝 一	出 席
	玉川村教育長	野 口 昌 夫	欠 席
4号委員 （学識経験を有する者）	都幾川村	西 澤 明 彦	出 席
		上 雅 子	出 席
		関 和 常 夫	出 席
		山 口 博 司	出 席
	玉川村	高 柳 寛	出 席
		馬 場 功	欠 席
		村 田 朝 子	出 席
		堀 口 一 敏	出 席
	埼玉県職員	野 本 壽 永	出 席

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿		
担 当 名	氏 名	出 欠
事務局長	澁 澤 陽 平	出 席
総務班	清 水 健 治	出 席
	梅 沢 宜 之	出 席
計画調整班	小野田 隆	出 席
	荻久保 充 也	出 席

○司会

定刻となりましたので、ただいまから第7回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。

なお、玉川村4号委員の馬場委員及び玉川村3号委員の野口委員から、本日所用により欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

次に、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。第7回協議会資料が1冊、会議資料19ページ及び20ページの差し替え、こちらが両面印刷で1枚、最後に席次表でございます。

なお、傍聴の方の資料につきましては訂正されておりますので、差し替えはございません。

資料について、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会

それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長

改めまして、皆さんこんにちは。今日は、都幾川村・玉川村合併協議会第7回会議をご招集申し上げましたところ、それぞれ皆さんお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

去る3月23日に廃置分合の申請に行ってまいりました。都幾川の大澤村長と私と都幾川の岩田議長、また玉川の前田議長と4名で上田知事さんのところに申請をしてまいりました。

今後の合併の流れといたしますと、埼玉県議会の6月定例会にこの議案が提出されまして、審議されるのは7月の初めごろ聞いております。そして議決をいただいて、その2週間後ぐらいまでには総務大臣に届出をし、その後、国の方からの告示ということになって、来年の2月1日に合併ということで進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

現在、幹事会を中心にいろいろと合併の事務事業等のすり合わせもやっております。また、そのほかには社会福祉協議会、また消防団等の団体のすり合わせも今始まっております。個々のすり合わせと成りますと、いろいろ大変な問題がありますけれども、やはり新しい、ときがわ町に向けて、また素晴らしい町ができるようにということで、それぞれが一生懸命すり合わせをしていますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、ただいまから第7回都幾川村・玉川村合併協議会を開始したいと思います。よろしくお願いたします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、当協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長がこれに当たることとなっておりますので、関口会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに運営できますように皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議の成立の関係でございますけれども、本日の出席者は20名中18名でございます。本協議会規約第9条第1項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の会議につきましては、当協議会会議運営規則にのっとりまして、傍聴定員30名により進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の協議会の会議録署名人の指名でございますが、玉川村の2号委員、前田典利委員さん、それと都幾川村の4号委員、山口博司委員さんをお願いしたいと思います。お二人におかれましてはよろしくお願いいたします。

それでは、早速でありますけれども、議事に入りたいと思います。

まず、(1)の報告事項の報告第10号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会事業報告について、続きまして、(2)の協議事項の協議第69号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会決算について、関連がございますので、一括して上程いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、報告第10号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会事業報告についてと協議第69号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会決算について、一括して説明させていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、協議会の開催についてでございますが、11月12日に第1回合併協議会を開催して以来、都合6回の協議会を開催いたしました。全国的に合併後の名称や事務所の位置をめぐる合併協議がとん挫する中、本協議会では第3回協議会で新町の名称は「ときがわ町」とすること、新町の事務所の位置は現在の玉川村役場とし、現在の都幾川村役場は新町の分庁舎とすることなどを決定いたしました。

第4回協議会では、新町の議会の議員の定数は16人とすること、在任特例は適用しないことなど、特に2号委員の皆様におかれましては、町の将来を考え、英断をしていただいたところでございます。

第5回協議会では、新町建設計画を決定し、50の協定項目すべてを決定。

第6回協議会では、合併協定書について承認をいただいたところでございます。

6回の協議会を通じまして、すべての協議事項について全会一致でご承認いただきましたことに対しまして、この場をおかりして御礼申し上げたいと存じます。

次に、協議会だよりの発行についてでございますが、11月26日に協議会だより第1号を発行して以来、協議会の開催予定や協議結果、新町建設計画の概要や住民説明会の開催結果など、都合7回、協議会だよりを発行いたしました。発行部数は、各号とも約4,500部。行政区長さんのご協力をいただきまして、全戸配布させていただいたところでございます。

次に、協議会ホームページの開設・運営についてでございますが、12月22日の開設以来、合併協定項目、新町建設計画、協議会会議録及び会議資料など、月2回程度のペースで更新をいたしました。なお、現在までのアクセス件数は約7,000件でございます。

住民説明会、幹事会の開催状況につきましては、ごらんのとおりでございます。

以上が、報告第10号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会事業報告についての概要でございます。

続きまして、資料4ページ、協議第69号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会決算についてご説明いたします。

平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会歳入歳出決算について、別紙のとおり監事の意見を付して提出する。

都幾川村・玉川村合併協議会財務規程第8条では、会長は毎会計年度終了後三月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならないこととされているために、本議案を提出するものでございます。

資料の5ページをごらんいただきたいと存じますが、こちらに平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会歳入歳出決算書とございます。まず、歳入でございますが、予算現額1,400万1,000円に対しまして、収入済額1,400万24円。次に歳出でございますが、予算現額1,400万1,000円に対しまして、支出済額1,035万7,266円ということで、歳入歳出差引残額が364万2,758円となっております。

1枚めくっていただきますと、こちらからは事項別明細書となっております。まず、歳入でございますが、1款の負担金といたしまして両村からの負担金が各700万円、また2款の諸収入といたしまして預金利子が24円となっております。以上、収入済額といたしまして1,400万24円でございます。

次に、歳出でございますが、7ページをごらんいただきたいと存じます。1款の運営費でございますが、予算現額625万8,000円に対しまして支出済額284万3,466円、不用額341万4,534円でございます。

まず、1項の会議費につきましては、予算現額243万9,000円に対しまして支出済額144万7,603円、99万1,397円の不用額でございます。不用額発生の理由といたしましては、協議会の開催回数が当初見込んでいた回数よりも少なく済んだことが主な理由でございます。

次に、2項の事務費につきましては、予算現額381万9,000円に対しまして支出済額139万5,863円、

242万3,137円の不用額でございます。不用額発生の理由といたしましては、見積もり合わせの結果、コピー単価を当初見込んでいた額よりも低く抑えることができたこと、及び協議会の開催回数の減に伴い、コピーの使用枚数が当初見込んでいた枚数よりも少なくて済んだことが主な理由でございます。

次に、2款の事業費でございますが、3款の予備費から15万円を充用したため、予算現額が760万円となっております。これに対しまして、支出済額751万3,800円、不用額8万6,200円でございます。

ここで13節の委託料の一番右側のところ、説明欄をごらんいただきたいと存じます。上から四つ目の丸、家屋連たん調査業務、次の合併準備作業支援業務、次のネットワーク調査設計、この三つの業務につきましては、予算の流用及び予備費の充用で対応させていただいたところでございます。家屋連たん調査業務につきましては、県との事前協議の中で廃置分合申請の添付資料として必要となったため、急遽実施したものでございます。また、合併準備作業支援業務及びネットワーク調査設計につきましては、平成17年度事業として予定していた事業でございますが、事務事業の一元化作業を円滑に行うために事業を前倒して実施したものでございます。

以上、支出済額といたしまして1,035万7,266円でございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと存じます。実質収支に関する調書とございますが、こちらの調書につきましては、項目の3番目、歳入歳出差引額の364万2,758円と、前のページに戻っていただきまして、5ページの決算書の右の方にございます歳入歳出差引残額、これが一致しているという内容をあらわしたものでございます。

次に、資料の10ページをごらんいただきたいと存じます。本協議会の平成16年度決算監査につきましては、去る5月10日、両村の代表監査委員でもある都幾川村の岩田監事さん、玉川村の高柳監事さんに監査をしていただいたところでございます。10ページにはその監査報告書を添付してございますので、ごらんいただければと存じます。

報告第10号及び協議第69号につきましては以上でございます。

○会長

それでは、ここで、当協議会の監事のお二人に当該決算につきまして監査を実施していただいておりますので、監事を代表いたしまして高柳監事さんに監査のご報告をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○監事

去る5月10日午後1時30分より、都幾川村中央公民館2階会議室におきまして、当村の代表監査委員であります岩田監事とともに、合併協議会の担当職員の立ち会いのもと監査をさせていただきましたので、ここにご報告いたします。

平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿を精査した結果、いずれ

も適切に処理されていたと認め、都幾川村・玉川村合併協議会規約第13条第2項の規定により報告いたします。

監事、岩田隆雄、監事、高柳弘。

以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告第10号及び協議第69号につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

報告第10号につきましては報告のとおり承認していただくことに、また協議第69号につきましては原案のとおり認定いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、報告第10号につきましては報告のとおり承認され、協議第69号につきましては原案のとおり認定されました。

次に、協議第70号 ときがわ町の町章募集要領について、ご協議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第70号 ときがわ町の町章募集要領についてご説明いたします。

ときがわ町の町章募集要領について、別紙のとおり提案する。

町章につきましては、第2回合併協議会の協議第21号 協定項目20 慣行の取扱いについての中で、新町において再編するとご決定いただいております。現在の両村の村章につきましては、住民票、印鑑証明等の各種証明書、封筒、その他の印刷物などに幅広く活用されているところでございます。また、県道の市町村境の標識等にも活用されております。そこで、町章は新町において再編することになっておりますが、合併までに約8か月余りの準備期間があり、合併前に公募して選定することも可能でございますし、また合併移行準備をスムーズに進めるためにも、新町発足までに町章を選定し、

合併の日に告示をして使用できるよう、事前に準備したいと考えております。

そこで、次の12ページ、こちらにはときがわ町の町章募集要領をお示ししております。

内容について抜粋してご説明いたしますと、第1には募集の目的を掲げております。

第2では、募集する町章のデザインにつきましては、ときがわ町の名称及び地域のイメージにふさわしいデザインであること。町旗、徽章や封筒等にも使用できるデザインであることとしております。

第3は募集方法でございますが、(1)の応募資格につきましては、埼玉県内に住所を有する方を対象に公募としております。

(2)の作成方法につきましては、資料の15ページにございます専用の応募用紙、これは協議会だよりの中に挟み込んで全戸配布したいと考えておりますが、この専用の応募用紙のほかに協議会ホームページからダウンロードした用紙、さらには縦横14センチの枠を書いたA4判白色用紙を縦長で使用したものでも可としております。

(3)の応募方法につきましては、郵送または持参とし、(4)の応募期間につきましては、学校の夏休み期間を含む43日間を設けたいと考えております。また、夏休みの宿題として、希望する児童生徒にも応募していただけるよう、今後教育委員会にも協力要請してまいりたいと考えております。

次に、(8)の選定方法についてでございますが、ときがわ町の町章選定基準により選定することとしております。

恐れ入りますが、資料の16ページをごらんいただきたいと存じます。こちらにときがわ町の町章選定基準がございます。こちらの第2、選定方法、こちらをごらんいただきたいと存じますが、第1次選定と最終選定に分かれておりまして、第1次選定は、幹事会が全応募作品の中から5点に候補の絞り込みを行うこととしております。また、最終選定は、この合併協議会において最終候補5作品の中から各委員が2点ずつ選び投票し、最も得票の多かった作品をときがわ町の町章とするものでございます。なお、最も得票の多かった作品の得票数が出席委員の過半数に達しないときは、決選投票により出席委員の過半数の得票を得た作品をときがわ町の町章に選定しようとするものでございます。また、協議会委員の投票の結果、最も多かった作品の得票数が同数の場合も同様でございます。

恐れ入りますが、資料の13ページにお戻りいただきまして、募集要領、(9)の賞品でございますが、最終選定に残った5作品のうち最優秀賞、すなわち採用作品につきましては、5万円の賞品、全国百貨店共通商品券を考えております。また、残りの4作品につきましては、優秀賞として各1万円分の商品券を賞品として考えております。

次に、第4は広報・周知方法についてでございますが、協議会だよりや協議会ホームページに記事を掲載するほか、各新聞社等へ情報提供し、記事としての掲載を働きかけたいと、このように考えております。

第5は、応募作品の著作権等、第6は、その他、必要事項の定めについてでございます。

最後に、大まかな作業スケジュールについてでございますが、資料は特に用意しておりませんので、

恐縮でございますが、6月に町章公募についての両村議会への報告、7月に広報、受付開始、9月2日に受付を締め切りまして、9月に幹事会における第1次選定、10月に合併協議会における町章の決定、12月に町章決定についての両村議会への報告、こういったスケジュールを予定しております。

協議第70号につきましては以上でございます。

○会長

ただいま協議第70号につきまして説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

13ページの中で9号ですか、賞品なのですが、最終候補、いわゆる5作品の中から最優秀賞ということで1名選ぶわけですが、いわゆる町章として、これは最終的に比企広域になるかどうかは別として、このままでいくと永久的に使われる町章だと思うのです。そういう応募作品にしては、ちょっと賞品が少額過ぎないかなというふうな感がするのですが。普通一般的に、これクラスになると30万とか50万クラスで出るのではないですか。さっきの決算書を見ましても、やはり300万からの余剰金があるとすれば、もう少し気を使っていたいただいてもよろしいのではないかなと私はと思いますが。

○会長

それでは、局長の方からお願いします。

○事務局長

賞品のこの金額の妥当性についてのご質問かと思えますけれども、一般に先進事例を見てみますと、この賞品の額につきましては住民1人当たり10円と、こういったような見当で出しているところが多いようでございます。さいたま市においても103万円といったことでございますし、また規模の小さい町村等でも、1人当たり10円という計算で賞品は考えているようでございます。そのようなことを新町にあてはめてみますと十数万円の賞品が妥当なのかなと、このように考えるところではあるのですが、ただ事務局といたしましては、どちらかといいますと、これから新たにスタートする町、このシンボルについて、やはり愛着を持っていただきたいと、そんなことから、できれば地域の小中学生の皆さんに多数応募していただきたいと、そのような考え方でございます。やはりこれを職業等にしておるセミプロの方よりも、やはりこの地域のことを考えて、これは自分たちが選んだ、つくった町章なのだよと、そういったような愛着を持っていただけるようなものにしたい、そのように考えてまいりますと、最優秀賞5万円程度でも十分価値があるのかな、このように考えたところでござい

ますので、これにつきましてはご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい、わかりました。

○会長

ほかに。はい、どうぞ。

○委員

関連かと思うのですが、今のプロを外すという意味で、大変いい考えだと思います。私もそれはいいと思うのですが、募集方法の12ページ、応募資格なのですが、県内に住所を有する者、これはやはりプロ外しというふうな形を考えたのだと思うのですが、ここの出身というか、ここから出ていった人で県外にいる人たち、あるいはちょこちょここちらに、都幾川、玉川に実家があって来る人たち。そういう人たちの、プロを外すのももちろん結構ですが、何か救済方法みたいなものがないのでしょうか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○会長

局長。

○事務局長

応募資格については非常に頭を痛めたところでございます。やはりこの地域のこと、将来を考えてということをお考えますと、両村に在住、在勤の方に限定したらどうかと、こういったようなことも考えたわけでございますけれども、他の先進事例等を見ても、応募件数が非常に少ない。地域によっては十数件といったようなケースも見受けられるようでございます。これは、学校等に働きかけを行わなかったという結果がそういった数字にあらわれておるのかなというふうにも思っております。そんなことから、両村に限定するのはちょっといかがなものかなと。

それから、埼玉県内に限定した趣旨でございますけれども、恐らく今後の流れとしては、新町になった後、合併の記念式典が行われるであろうと。場合によっては、そういった場にご招待するようなことを考えますと、やはり地理的な問題等を考えて、埼玉県内にお住まいの方であれば、それほど負

担感を感じることなくお越しいただけるのかな、こんな考え方から埼玉県内に住所ということで限定をさせていただいたわけでございます。

委員さんご指摘のとおり、この両村にゆかりのある方、この村出身の方等々もいるわけでございまして、実はそういった方をどのようにして確認するのだろうか。そのような確認方法がちょっと技術的に困難なのかなと。そんなところもございまして、案としては埼玉県内に住所を有する方ということで限定をさせていただいたところでございます。何かいい救済策等あれば、逆にご教授いただきまして、それをぜひ反映させたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございますか。

○委員

救済策があれば何か考えたいという話なのですけれども、その後でこういう救済方法を考えたのだけれどもという話で、この要領を変えてもいいものかどうか。私も、玉川村あるいは都幾川村を出ていった人間がこちらへ帰ってきてという思いの人というのは結構いると思うのです。できれば救済してもらいたいなという思いはあるのですけれども、先ほど何かいい方法というような、私もちょっと思いつかないのであれなのですけれども、それが今後変えられるものかどうか、変えていいものかどうか、ここで決めてしまっ。それはいいのですか。

○会長

では、局長の方で。

○事務局長

この要領につきましては、必要な事項等については協議会が定めるということになっておりますので、改めて会議を開くのか、あるいは一つの手法として持ち回り会議といったような手法もあろうかと思ひます。ただ、ただいま委員さんの意見等を聞いている中で、こんな案はどうかということ考

えたわけですが、12ページの応募資格の中で、埼玉県内に住所を有する者、または都幾川村、玉川村出身の者とする。その出身であるかどうかの確認はとれませんけれども、その辺は信じるというような方法。救済策としてはこんな方法しかないのかな。

それから、要領につきましては、やはりこの協議会においてご決定いただきたいというふうに考えておりますので、そのためだけに改めて協議会を開催するのはいかがなものかな。今後の準備作業等々考えますと、どうしても7月には広報を開始しないといけないということもございますので、先ほど提案いたしました応募資格、若干修正した形で、ご了解いただけるのであれば、修正した形で事務を進めたいというふうに考えております。

○会長

今局長の方から、2人の方からそういう意見が出て、具体的にということになって、事務局とすると、それでは都幾川村、玉川村出身の人も含むというのでどうかという、これはこちらからまた案ですけれども、具体的に委員さん、そういうご意見、また提案等ありましたら言っていただければと思います。

○委員

もしそういうようなあれで入れていただけるならば、それもいいのかなと思うのですけれども。さっき言ったように、確かに証明が難しいということもありますから、その辺、技術的なものがどうなのでしょうかね。

○会長

ほかにありますか。

はい、どうぞ。

○委員

都幾川村の萩ヶ丘小学校ができて、校章を公募した結果のことを思い出しますと、最終的にこれがいいと言っても、委員の中で多少それを修正して、カーブがこの程度、もっとこうなった方がいいとか、多少の修正の方がいいというのがあったのです。そういうことを考えますと、選定基準のところにどこかそういうところがあるのか。最終選定のときに、著作権の問題もあるのですが、応募した方の了解が何か得まして、多少修正することもあり得るということは、どうなのでしょう。

〔「ある……」と言う人あり〕

○委員

それでは結構です。

○会長

今回の場合、小学生、中学生の応募もやりますので、その辺の皆さんのご意見いただいた中で、こんな感じがいいというときには、やはりその辺の修正もしないとちょっと無理かなということで、一応修正はやるということです。

応募資格についてはどうですか。原案のとおり埼玉県内に住所を有する者とするか、あるいはまたそれにつけ加えて、出身の者というのも入れるかどうかということになるのですが、どうでしょうか。

○事務局長

事務局で原案として、埼玉県内に住所を有する者とするというふうに規定したわけですが、けれども、ただ最終的には両村にいずれかにお住まいの小学生あるいは中学生の作品が選ばれれば幸いだなと、そんなような気持ちを込めて、最終的には技術的な問題等もあって、埼玉県内に住所を有する者というふうに決めたような経緯はございます。ですから、その辺もお酌み取りいただきまして、ご検討いただければありがたいと、このように考えております。

○会長

どうでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

私は現行のままでよろしいのではないかな。今の事務局の答弁の中に、やはり本当に両村で、この選定基準にふさわしい、募集にふさわしい、そこに住む人からぜひ町章の当選者が出でほしいというようなあらわれだと思うのです。全国的にやると、やっぱりプロがいっぱいいますから、何となく自分たちの町章は自分たちの中から選ぶのが、やはり専門家から見てこれとは思われても、自分たちのものという感じが一番するのではないのでしょうか。そんな意味で、現行で結構だと思います。

○会長

委員さんから、またそうした原案のとおりでどうかという意見も出ましたけれども、ほかにご意見等ございますか。

はい、どうぞ。

○委員

先ほど委員さんがお話しいただいた萩ケ丘小学校、統合小学校の校章なのですけれども、これはインターネットでも募集しましたから、結果的には採用されたのが青森のプロの方でした。先ほどの事務局長さんの話にもありましたように、開校式に感謝状というか、賞金というのでしょうか、申し上げる段取りはあったのですけれども、もちろんおいではいただけなかったということになるのですけれども、ただ、もちろん地元の小中学生も含めて一般の方からも応募はあったのですけれども、作品のできればというのでしょうか、それはやはりどうしても、もちろん選定委員会を開いたわけですが、そういったプロの方の作品の方ができればがどうしてもよくなりますので、若干その選定委員会において修正は、了解をいただいて修正は、ご本人にこちらからこういうふうな形で直していただけないかということでご連絡申し上げて、ご本人に直したものをまた送っていただいたという形になるのですけれども、一応参考までにそういうことがございました。

○会長

局長。

○事務局長

委員さんのご指摘ですと、やはりプロと小中学生、おのずと力に差があるので、なかなか期待どおりにはいかない、そんなおそれもあるのではないかと、こんなような趣旨の懸念のお話だったかと思うのですけれども、事務局としてはその辺も考慮いたしまして、まず幹事会において5点を選定する。どうしてもやはり小中学生の作品ということになりますと、プロと比べますとどうしても稚拙な部分はあるだろうと、この辺は十分認識しております。ただ、協議会において選定していただくに当たりましては、幹事会で選定した5点を、デザイナーといいますか、印刷会社のデザイナー、これは協議第71号の補正予算にも絡んでくるわけでございますけれども、きちっとしたデザインにつくり直したものを5点、協議会にかけるということでございますので、そういった意味では、小中学生であるからプロよりもちょっと見劣りをしてしまう、多少はあるにしても、それほど大きな差は出ないような、そんなような工夫をしたいと事務局では考えております。

○会長

よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○会長

多少は修正をするけれども、その修正はまたプロがするような形で、それも了承をいただいて修正をするという形になると思うのですが。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第70号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

〔何事か言う人あり〕

○会長

はい、どうぞ。

○委員

お願いなのですが、できるだけ多くの方々、特に小中学生の募集をするのであれば、現在の比企郡下の町章なり村章なりのデザインを募集要項の中に、こんなデザインでありますというふうに例を挙げて出しておいていただいて、その例をまねするのではなく、そんなような形をつくれるような小中学生の案を生み出していただければというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○会長

局長。

○事務局長

どこまでそういった形で対応できるか、ちょっと検討してみたいと思いますが、具体的にこんなようなデザインがありますよと、こういったようなものは見本としてできる範囲で添付をして紹介したいと、このように考えております。委員さんの意向は酌み取った上で対応してまいりたいと、このように考えております。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

それでは、協議第70号につきましては原案のとおり決定ということでお願いします。

続きまして、協議第71号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会補正予算（第1号）について協議をいただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、協議第71号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会補正予算（第1号）についてご説明いたします。

会議資料の18ページをごらんください。補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ364万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1,064万3,000円とするものでございます。第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、先ほど協議第69号におきまして認定いただきました前年度の協議会決算の剰余金を計上するもので、前年度からの繰越金を364万2,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、申しわけございませんが、本日お配りした差替分の19ページをごらんください。まず、2款事業費でございますが、報償費といたしまして9万円でございます。こちらは、先ほど協議第70号でご協議いただきました町章募集に係る賞品の費用でございまして、5万円分1件、1万円分4件、計9万円でございます。

次に、需用費といたしまして94万5,000円でございますが、こちらは合併の2月1日の1カ月ほど前に全戸配布予定の住民の皆さんに向けた合併に関するガイドブックの作成費用でございます。ガイドブックの内容でございますが、新町各担当課の問い合わせ先電話番号や場所、合併に際しての各種手続のご案内などを中心に構成する予定でございます。

次に、委託料の19万3,000円でございますが、町章の最終候補5作品の規格の設定と町旗、新町の旗でございますが、そちらの作成費用5枚分でございます。

以上、合計いたしまして事業費の補正額は122万8,000円でございます。そして、予備費でございますが、不測の事態に備える費用として241万3,000円を計上し、補正額を364万1,000円とするものでございます。

以上で協議第71号につきましてはの説明を終わります。

○会長

ただいまの協議第71号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
補正につきましてはよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第71号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、協議第71号につきましては原案のとおり決定といたします。

以上をもちまして、本日予定の議事はすべて終了いたしました。

皆様のご協力に感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございます。

○司会

ありがとうございました。

次に、次第のその他でございますが、皆様から何か。

では、会長、お願いいたします。

○会長

その他の件なのですが、実は皆様にご報告ということでありますけれども、玉川村の前山口助役でありますけれども、合併の方向性がついたということで、本年3月末日をもちまして退任をいたしましたので、この合併協の委員も退任ということになりましたので、ご報告を申し上げます。私の方からは以上です。

○司会

ありがとうございました。

そのほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○司会

それでは、事務局の方から1点ございますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長

それでは、事務局から1点、今後の予定についてお知らせいたします。

会長のあいさつにもございましたとおり、3月23日に県知事に対する廃置分合申請、これを終えましたので、県では6月県議会、県知事の廃置分合の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示と、こういったような手続を経まして、この告示によりまして、都幾川村及び玉川村の合併が確定するということになります。

また、合併準備は50の協定項目に沿って、2村及び水道企業団との事務調整を行うわけでございますが、事務事業の一元化、これが約1,200本、条例、規則等の調整作業が約600本余りございますので、その調整作業のために職員による24の分科会と一つの部会を設けまして、鋭意取り組んでいるところでございます。作業手順といたしましては、分科会の調整結果をもとに事務局で内容の確認作業を行い、住民サービスの向上、あるいは健全な財政運営、行財政改革推進の観点から調整結果の再検討が必要と、このように思われる事業については論点整理という形で幹事会に諮り、最終的には両村長の了解という形で事務事業の調整、統合について決定してまいりたいと、このように考えております。

また、合併後の予算に反映させる必要のある事務事業などもございますので、合併後の暫定予算、あるいは新年度の予算編成作業に間に合うよう、大方の事務事業の調整を8月末くらいまでには終わらせたいと、このように考えております。

なお、本合併協議会の今後の会議の開催予定についてでございますが、次回は10月の中下旬、このことを考えております。十分な調整時間がなかったということもございまして、協定項目の中には合併時に統合する、あるいは合併時に再編する、このようにされた事業が多かったわけでございますが、それらの事務事業の調整結果の報告や町章の決定などを議題として予定をしております。

また、事務局の事務といたしましては、町旗、町の旗の作成、あるいはガイドブックの作成、町長職務執行者による例規の専決処分の準備、両村長から町長職務執行者への事務引継書の作成、新町の開庁式準備など、合併直前まで行うべき事務が多数ございます。したがって、本協議会の解散は1月末ということになろうかと存じますが、解散前にあと1回、本協議会の決算見込み等につきまして会議を開催する必要があるのではないかと、このように考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○司会

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

本題の合併は、およそ今の話で理解できるのですが、外郭団体というか、消防団にしる体協にしる、社会福祉協議会にしる商工会にしる、そういうところの合併が我々の範囲で理解できないというか、把握し切れていないところがあって、できれば、もちろん外郭団体の長同士の話し合いで持っていくものですから、こちらで先導するわけにはいかない部分もあるかと思いますが、おおよその時期にこういうところが合併するのだよというのがわかると、村民に話をしやすいのですけれども、その辺のおおよそ、もちろんおおよそでしかわからないわけなのですけれども、その辺は協議会の事務局の方でつかみというか、聞いて、まとめてはもらえないかなというふうな要望なのですけれども、いかがでしょうか。

○司会

局長、お願いいたします。

○事務局長

公共的団体の統合の時期等についてでございますが、ご案内のとおり公共的団体につきましては、行政とは独立した任意の団体でございますので、合併を強制することはできない。したがって、団体の意向を確認しながら、その意向を尊重しながら統合作業を進めていただきたい。これが合併協議会の基本的なスタンスでございます。しかしながら、合併特例法の中では、この合併に伴って公共的団体については合併するよう努めなければならない、一方ではこのような規定もあるところでございます。したがって、協議会の事務局といたしましては、ある段階で各団体の意向確認を行いたい。これは、各担当課を通じまして意向確認をした上で、合併する予定はあるのかどうか、するとした場合、いつごろなのか、どんな段取りなのか、こういったようなものを調査して取りまとめていきたいと、このように考えております。

委員さんからそのような要望がございましたので、協議会事務局といたしましては、そういったような状況がまとまりましたら、次回、あるいはその次の機会になろうかとは思いますが、その状況についてご報告申し上げたい、このように考えておりますので、ご了解いただきたいと存じます。

○司会

ありがとうございました。

そのほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会

それでは、閉会に当たりまして、当協議会副会長であります大澤堯都幾川村長からごあいさつ申し上げます。

○副会長

それでは、閉会に当たりまして、お礼を込めてごあいさつ申し上げます。

3時という時間で、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、上程しましたすべての協議事項を原案どおり承認していただきましてありがとうございました。

今、委員の中からも話がありましたけれども、いろんな会議に出まして、いよいよそれぞれの団体が玉川さんとのいろんな意見交換ですとかいろんなことをスタートするような話を聞いております。それも比較的プラス思考で考えておられるのかなというのが、私には伝わってくるわけですが、ぜひとも、今局長からも話がありましたように、10月の中旬に向けて具体的な内容で協議が進みますけれども、やはりそれぞれの村の今の17年度のそれぞれの予算を着実に執行していく中で、そこに余りしわ寄せがいかないように、私はやはり今の単独予算をきちっとやっていくこともある面では大事なと、こんなふうに感じております。そういう中で、それぞれの団体が自主的にやはりこんな考えで協議をしたいというような意向も聞いております。ぜひこれからいろんな問題点で協議がされますけれども、いい合併ができたな、そういうような形でぜひ最後まで進みますように、重ねてお願いしたいと思います。10月ということで、ちょっと時間がありますので、またいろんな形でご意見等拝聴できればありがたいなと、こんなふうに思います。

言葉足りませんけれども、大変お忙しい中を、また貴重な時間を割いていただきまして、重ねて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上をもちまして、第7回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。